

岩美町公告第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき、岩美町下水道事業計画を変更するので、同法施行令第3条の規定により、変更内容を次のとおり公示し公衆の縦覧に供する。

なお、これらの事項に関して、利害関係者は縦覧期間満了の日までに岩美町長に意見書を提出することができる。

令和6年1月26日

岩美町長 長 戸 清

1. 変更予定処理区

岩美町公共下水道（大谷処理区、浦富処理区）

2. 完了予定年月日

令和9年3月31日

3. 縦覧場所及び意見書の提出場所

岩美郡岩美町大字浦富675番地1

岩美町役場 建設水道課

4. 縦覧期間

令和6年1月26日から令和6年2月8日